

岡山県児童相談所の 主な業務の内容

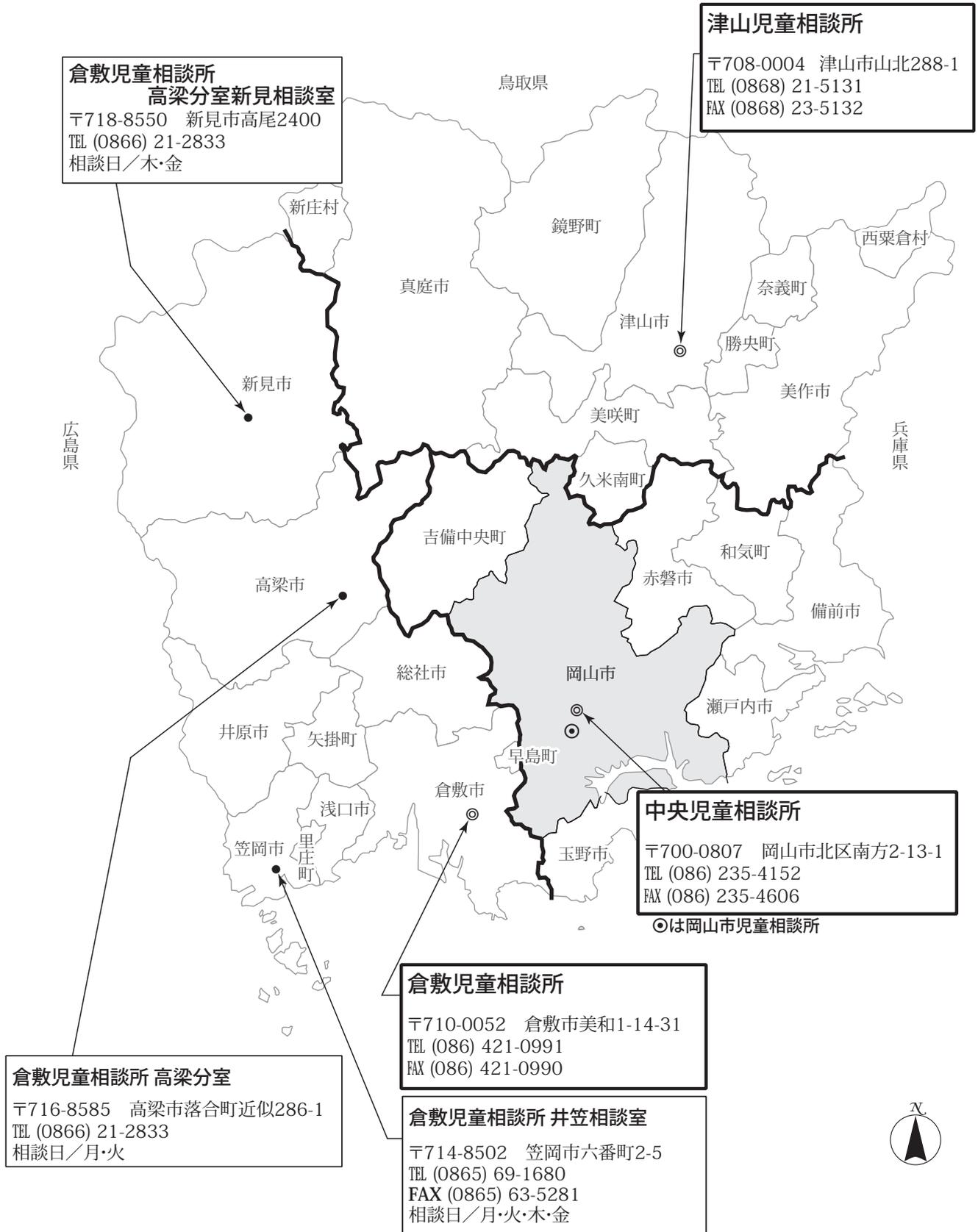
令和5年度実績

岡山県中央児童相談所
岡山県倉敷児童相談所
岡山県津山児童相談所

第 1 児童相談所の概要

1 管内の状況

(1) 管内図



(2) 人口（児童数）等

児相別	市町村	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	小中学校数 (校)	児童人口 (人)	児童委員数		
							主任児童 委員再掲		
中央児相	玉野市	103.44	56,531	24,090	21	6,956	165	22	
	備前市	258.13	32,320	13,486	15	3,722	133	18	
	瀬戸内市	125.46	36,048	14,068	12	5,096	102	7	
	赤磐市	209.36	42,661	16,439	18	6,960	122	9	
	和気町	144.21	13,623	5,296	5	1,611	59	3	
	吉備中央町	268.78	10,886	4,283	12	1,405	58	3	
		1,109.38	192,069	77,662	83	25,750	639	62	
倉敷児相	倉敷児相	倉敷市	356.07	474,592	199,082	90	71,129	806	102
		早島町	7.62	12,368	4,522	2	2,399	23	2
		総社市	211.90	69,030	27,110	19	11,569	164	32
		小計	575.59	555,990	230,714	111	85,097	993	136
	井笠相談室	笠岡市	136.07	46,088	18,466	27	5,528	161	26
		井原市	243.54	38,384	14,732	18	4,982	146	26
		浅口市	66.46	32,772	12,615	12	4,507	79	6
		里庄町	12.23	10,950	4,138	3	1,831	23	2
		矢掛町	90.62	13,414	5,000	8	1,772	47	3
		小計	548.92	141,608	54,951	68	18,620	456	63
	高梁分室	高梁市	546.99	29,072	12,886	20	3,264	136	20
		新見市	793.29	28,079	11,324	20	3,478	133	26
		小計	1,340.28	57,151	24,210	40	6,742	269	46
		2,464.79	754,749	309,875	219	110,459	1,718	245	
	津山児相	津山市	506.33	99,937	41,213	36	15,835	285	27
真庭市		828.53	42,725	15,845	27	5,968	168	19	
美作市		429.29	25,939	10,793	13	3,209	117	12	
新庄村		67.11	813	331	2	115	6	1	
鏡野町		419.68	12,062	4,643	6	1,779	68	4	
勝央町		54.05	10,888	4,089	3	1,854	34	2	
奈義町		69.52	5,578	1,942	2	871	26	2	
西栗倉村		57.97	1,398	575	2	214	10	2	
久米南町		78.65	4,530	1,793	4	560	26	2	
美咲町		232.17	13,053	5,028	6	1,780	70	3	
	2,743.30	216,923	86,252	101	32,185	810	74		
合計	6,317.47	1,163,741	473,789	403	168,394	3,167	381		

- 注： 1 面積は令和6年全国都道府県市区町村別面積調(7月1日時点)
 2 人口・世帯数・児童人口(18歳未満)は令和2年国勢調査
 3 小中学校数は令和5年度学校基本調査結果
 4 児童委員数及び主任児童委員数は令和4年12月1日(直近改選時)現在定数

2 業務の内容

(1) 業務内容

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された子どもの福祉に係る専門的な行政機関であり、子どものあらゆる問題について家庭その他から相談を受け、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう次の業務を行っている。

○ 市町村援助

市町村による児童家庭相談の対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行っている。

○ 相談

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、子ども、家庭その他からの相談に応じ、助言指導・継続指導を行っている。

○ 調査・診断・判定

相談の内容に応じて、子どもやその家庭について必要な調査を行うとともに、問題の解決を図るための社会診断、心理診断、医学診断、行動診断など、各種の診断をもとに判定(総合診断)を行っている。

○ 指導・措置

判定(総合診断)の結果、必要に応じて子どもやその保護者に対し、児童福祉司等による指導を行い、また、子どもを児童福祉施設などの施設に入所させ、あるいは里親に委託するなどして、子どもの健全な育成を図っている。

○ 一時保護

棄児・家出・虐待・放任などによる緊急保護や、適切かつ具体的な処遇方針を定めるための行動観察・生活指導のための保護、短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導が有効と判断される場合の保護を行っている。

○ その他の業務・事業

子どもの健全育成を支援するために次のような事業を行うとともに、子ども虐待防止に向けた早期支援、通告についての普及・啓発や情報収集、あるいは支援のためのネットワークづくりに努めている。

- ・家庭支援電話相談事業
- ・各種機関・地域との連携のための研修・会議・事例検討会の開催
- ・遠隔地への巡回相談
- ・ふれあい心の友訪問相談事業(メンタルフレンド)
- ・不登校児の集団指導事業(グループワーク)
- ・関係機関主催の研修・会議への講師派遣

3 相談の種類と援助

(1) 相談の種類

相 談 種 類		相 談 内 容
養 護 相 談	児 童 虐 待	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 保護の怠慢・拒否 (ネグレクト) 保護の怠慢・拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児</p> <p>(4) 心理的虐待 暴言や差別、DVを見せるなど心理的外傷を与える行為</p>
	そ の 他	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養護困難な子ども、迷子、親権を喪失した親の子ども、後見人を持たぬ子ども等虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重 症 心 身 障 害	重症心身障害児(者)に関する相談
	知 的 障 害	知的障害児に関する相談
	発 達 障 害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等	触法行為があったとして警察署から法25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育 成 相 談	性 格 行 動	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活慣習の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	適 性	進学適性・職業適性・学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他		上記のいずれにも該当しない相談

(2) 援助の種類(指導・措置)

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導
		継続指導
		他機関あつせん
	措置による指導	児童福祉司指導
		児童委員指導
		市町村指導
		児童家庭支援センター指導
		知的障害者福祉司指導・社会福祉主事指導
		障害者等相談支援事業を行う者の指導
	指導の委託	
	訓戒・誓約措置	
	児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託	
	里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)委託	
児童自立生活援助の実施		
市町村への事案送致		
福祉事務所送致等		
家庭裁判所送致		
家庭裁判所に対する家事審判の申立て		

第2 児童相談所の業務

1 相談業務

(1) 相談種類別相談受付件数

岡山県設置の児童相談所における令和5年度の相談受付件数は、4,555件であった。

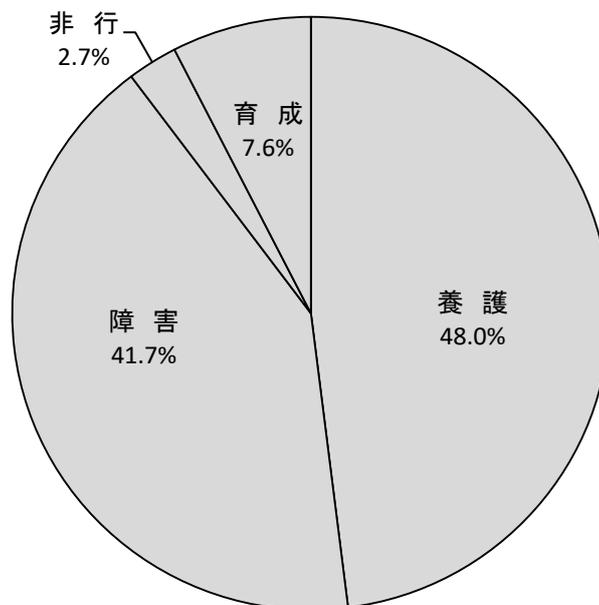
令和5年度の相談種類別では、児童虐待等の養護相談が全体の48.0%で、次いで障害相談が41.7%であった。

(単位：件)

相談種類別 年度	養護		保健	障害							非行			育成				合計		
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し っ け	育 成		そ の 他	
3	669	1,304	1,973	13		10	103	1,709	150	1,985	31	62	93	112	33	216	3	364	1	4,416
4	796	1,432	2,228	6	2	10	80	1,427	118	1,643	41	81	122	116	30	226	1	373		4,366
5	721	1,466	2,187	7	2	14	87	1,688	102	1,900	35	89	124	120	30	192	2	344		4,555

注1：平成21年度から岡山市管内分は、同市の児童相談所に業務移管されている。

図1 令和5年度相談種類別割合



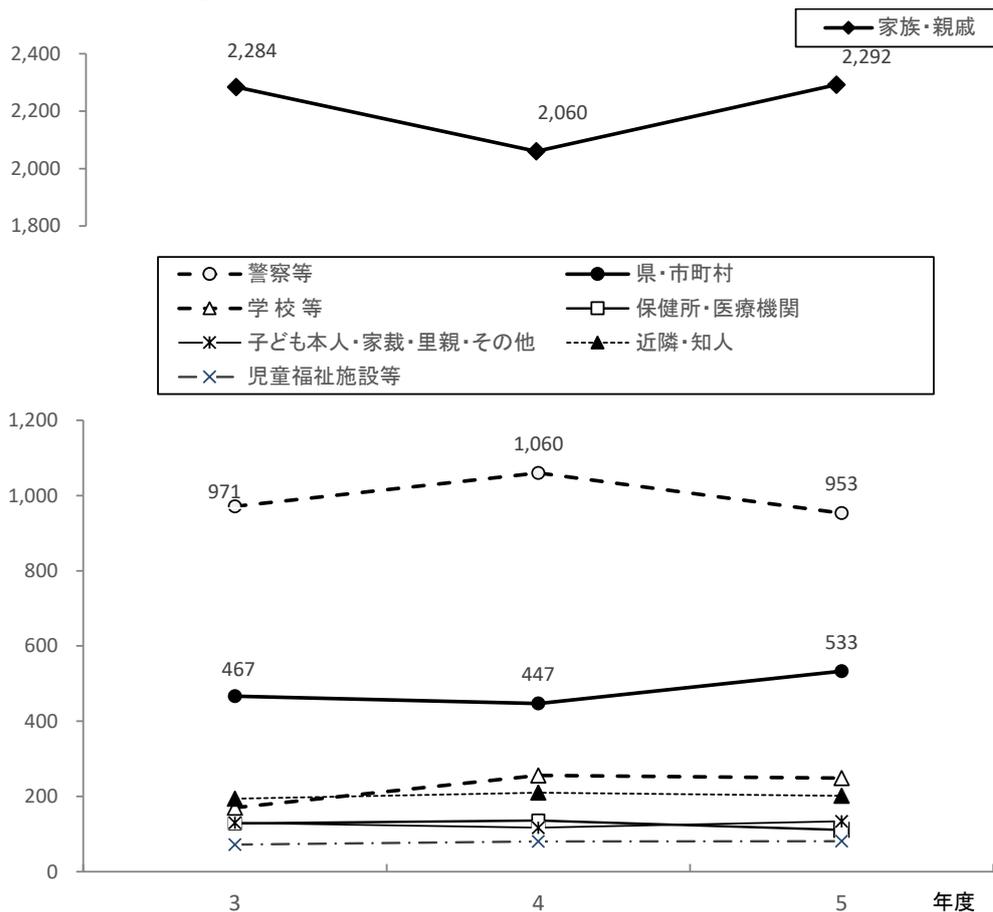
(2) 経路別相談受付状況の推移

経路別の相談受付状況は、令和5年度も家族・親戚からが、2,292件(全体の50.3%)で最多であり、次いで、警察等からが、953件(同20.9%)と増加している。その他、県・市町村からが、533件(前年比119.2%)と増加している。

(単位：件)

経路		年度	3	4	5
家族・親戚			2,284	2,060	2,292
子ども本人			18	23	31
県・市町村	福祉事務所		88	80	105
	児童委員		2		2
	その他		377	367	426
児童福祉施設等			70	69	77
児童家庭支援センター・認定こども園			2	11	4
警察等			971	1,060	953
家庭裁判所			4	2	3
保健所 医療機関	保健所		19	14	1
	医療機関		109	122	110
学校等	学校・幼稚園		164	241	230
	教育委員会等		6	15	19
里親			21	13	31
児童委員(直接の相談・通告)					2
近隣・知人			194	210	202
その他			87	79	67
計			4,416	4,366	4,555

図2 経路別相談受付状況



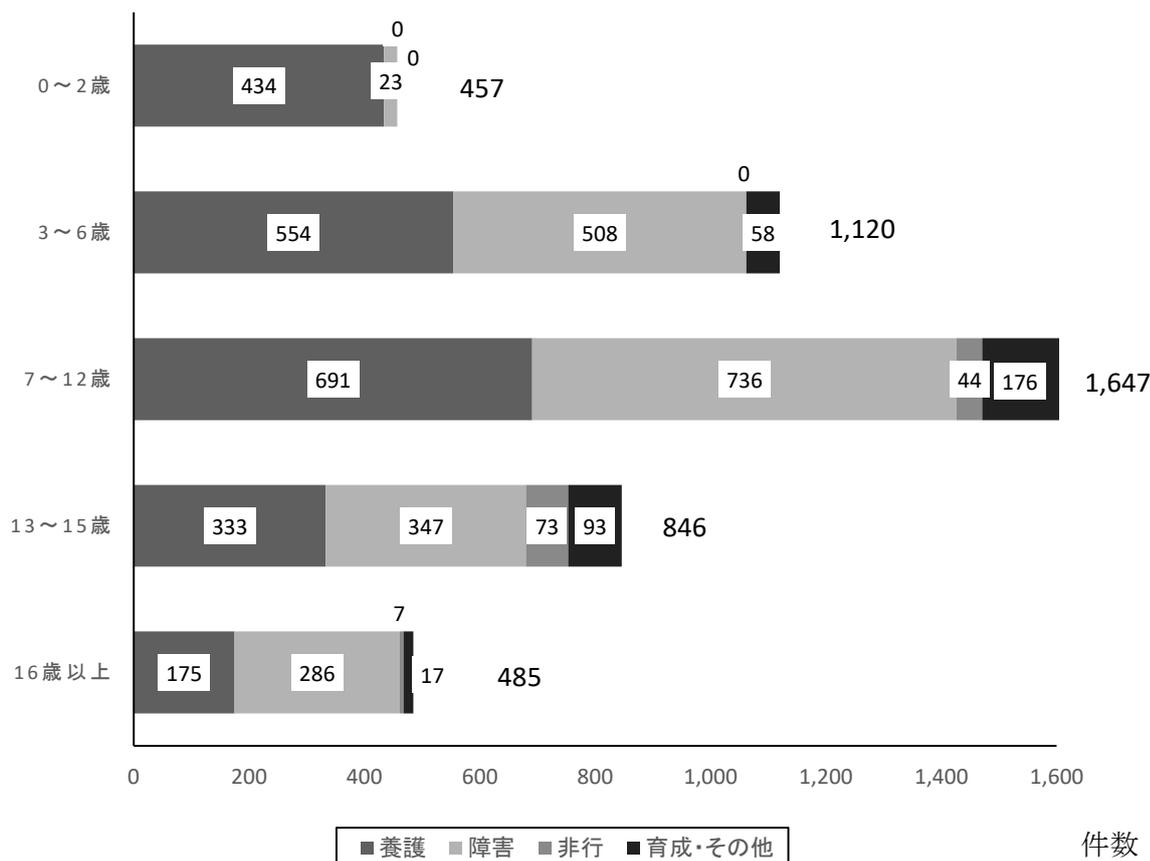
(3) 相談種別・年齢別相談受付状況

年齢別では、養護、障害及び育成に係る相談について、7～12歳が最多となっており、それぞれの全体に占める割合は、養護相談 31.6%、障害相談 38.7%、育成相談 51.2%であり、非行相談については、13～15歳が最多で全体の58.9%を占めている。

(単位：件)

相談 年齢別	養護			保 健	障 害							非 行		育 成				そ の 計			
	児 童 虐 待	そ の 他	小 計		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	小 計	ぐ 犯 行 為	触 法 行 為	小 計	性 格 行 動	不 登 校	適 性		し っ け	小 計	他
0～2歳	143	291	434		1		4	5	9	4	23			0					0		457
3～6歳	188	366	554		1		10	26	440	31	508			0	23	1	32	2	58		1,120
7～12歳	248	443	691		2	1		36	644	53	736	4	40	44	43	16	117		176		1,647
13～15歳	96	237	333		2			13	322	10	347	24	49	73	44	12	37		93		846
16歳以上	46	129	175		1	1		7	273	4	286	7		7	10	1	6		17		485
計	721	1,466	2,187	0	7	2	14	87	1,688	102	1,900	35	89	124	120	30	192	2	344	0	4,555

図3 相談種別・年齢別相談受付件数



2 措置業務

(1) 措置の決定と措置後の業務

援助方針会議で、施設入所・里親委託・関係機関への送致等の措置が決定すれば、保護者及び措置にかかわる機関にその旨通知する。

このため、次のような業務を行っている。

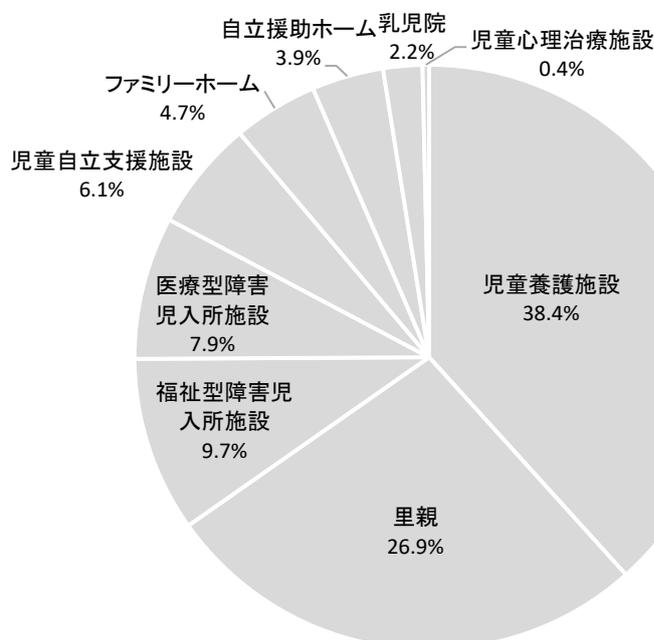
入所に伴う諸手続／施設への移送／保護者負担金の決定及び通知／障害児施設給付費事務／施設及び保護者に対する指導及び連絡・調整／定期連絡会や施設訪問を行い、子どもの状況把握／措置の変更・停止・延長・解除／里親里子に対する訪問、研修会や制度の啓発

(2) 児童福祉施設等の年度別入退所状況

(単位：人)

施設種類別	3			4			5		
	入所	退所	年度末	入所	退所	年度末	入所	退所	年度末
乳児院	9	7	5	4	2	7	3	4	6
児童養護施設	32	48	120	30	43	107	33	33	107
福祉型障害児入所施設	7	7	30	6	7	29	7	9	27
児童心理治療施設		3	1	0	0	1	1	1	1
児童自立支援施設	12	6	17	6	9	14	12	9	17
医療型障害児入所施設	2	3	20	2	3	19	5	2	22
ファミリーホーム	4	4	12	5	1	16	1	4	13
自立援助ホーム	5	3	9	10	7	12	6	7	11
里親	25	18	67	28	18	77	24	26	75
計	96	99	281	91	90	282	92	95	279

図4 令和5年度施設種類別年度末在籍者の割合



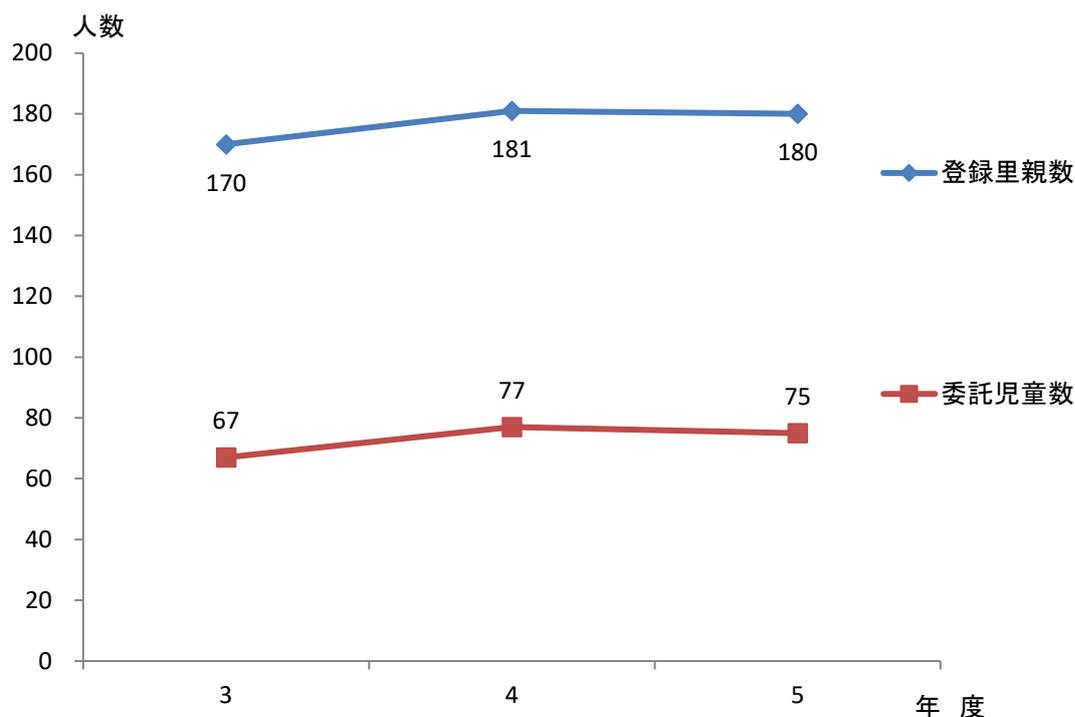
(3) 里親制度の年度別状況

(単位：人)

年度 \ 項目	新規登録 里親数	登録取消 里親数	年度末登録 里親数	新規里親 委託児童数	委託解除 児童数	年度末里親 委託児童数
3	20	10	170	25	18	67 (48)
4	25	14	181	28	18	77 (56)
5	15	16	180	24	26	75 (54)

注：()内は委託里親数

図5 登録里親数及び委託児童数の推移



(4) 一時里親実施状況

家庭状況等により一時帰宅できない子どもに対して権利擁護の観点から、一時里親制度を設けて、夏休み中・冬休み中の3～7日程度の期間や週末など、一時里親のもとで少しでも家庭的な生活が体験できるように配慮している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、委託件数が大きく減少したが、令和3年度以降は持ち直しの傾向が見られている。

(単位：人)

項目 \ 年度	3	4	5
一時里親登録数	148	154	165
委託里親数	37	50	64
委託児童数	43	59	78

3 一時保護業務

(1)一時保護の状況 (単位:人・日)

項目 年度	一時保護所によるもの		一時保護委託 (委託人数)
	対応人数	延べ日数	
3	274	3,813	355
4	265	4,009	289
5	263	3,803	299

(2) 相談種別別一時保護児童援助状況

(単位:人)

相談種類	援助別 相談種類	家庭 引 取	一時保護所によるもの							施設 入 所	一時 保 護 委 託	里 親 委 託	自 立 援 助 ホ ー ム	家 裁 送 致	他 児 相 に 移 管	そ の 他	合 計
			乳 児 院	児 童 養 護 施 設	福 祉 型 障 害 児 設	入 所 支 援 設	施 設 自 立 支 援 設	医 療 型 障 害 児 設	入 所 施 設								
養 護	児童虐待	142		5		4				9	30	2			1	2	186
	養護その他	28									3	1				23	55
	心身障害	1															1
	非 行	11			1					1	2		1		1	2	18
	育 成	3															3
	保健その他																
	計	185		5	1	4				10	35	3	1		2	27	263

注:その他は、施設からの再判定後に同一施設継続及び施設等へ一時保護委託したもの。

図6 令和5年度 相談種別別一時保護児童の割合

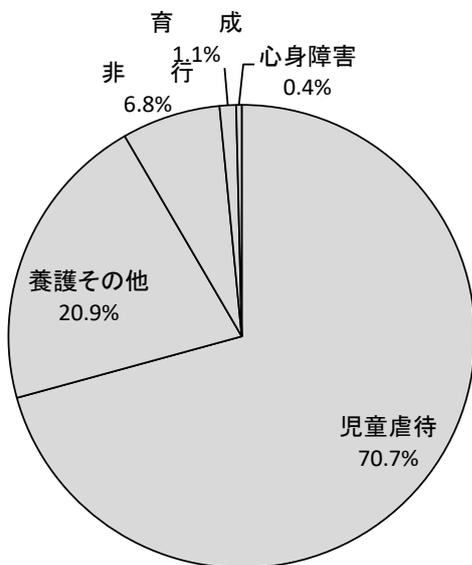
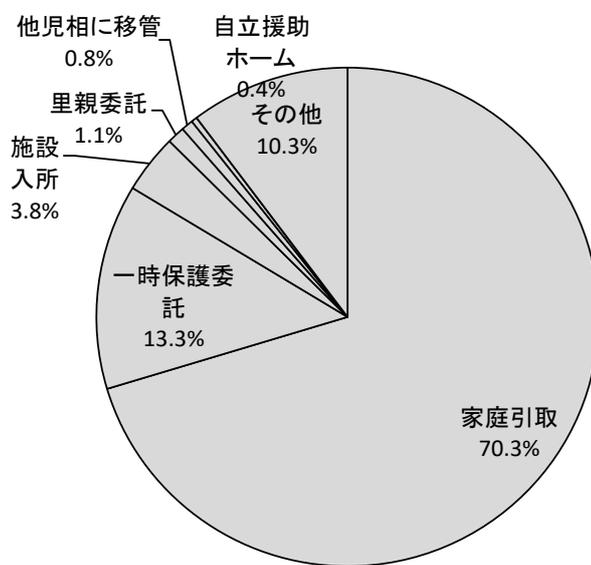


図7 令和5年度 一時保護児童援助割合



第3 児童相談所の事業

1 児童虐待防止

全国の児童相談所が対応した子ども虐待相談件数は増加の一途をたどり、国は、「児童虐待防止対策総合強化プラン(新プラン)」を決定して、対策の強化を進めている。

岡山県では、平成28年4月に施行された「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、毎年度、行動計画を策定し、「①すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり ②子どもへの虐待の予防 ③子どもへの虐待の早期発見・早期対応 ④虐待を受けた子どもと家族への援助・指導及び支援 ⑤支援者の人材育成」を柱に施策を推進している。

(1) 児童虐待相談援助の状況

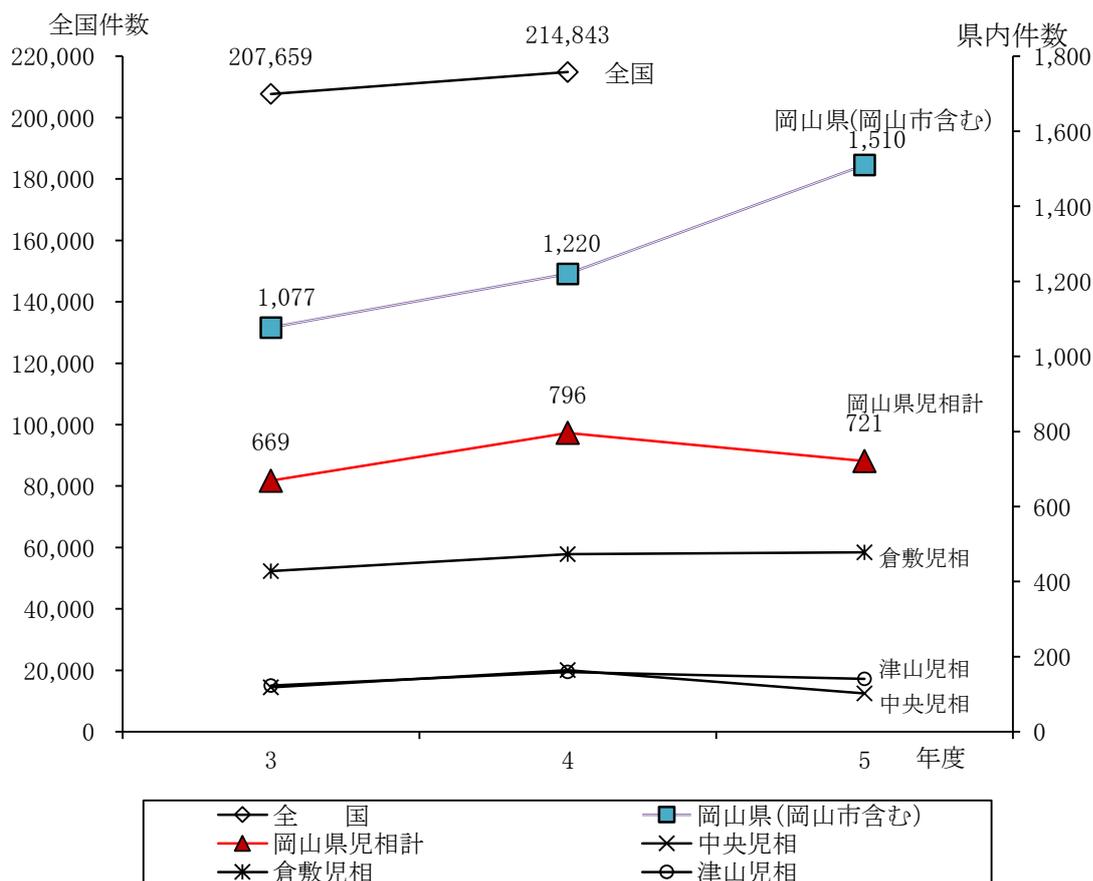
ア 虐待相談対応件数

(単位:件)

児相 \ 年度	3	4	5
全 国	207,659	214,843	
岡 山 県	669	796	721
中 央 児 相	118	164	102
倉 敷 児 相	428	473	478
津 山 児 相	123	159	141

注: 全国の令和4年度は令和6年9月24日再集計公表値、令和5年度は未公表。

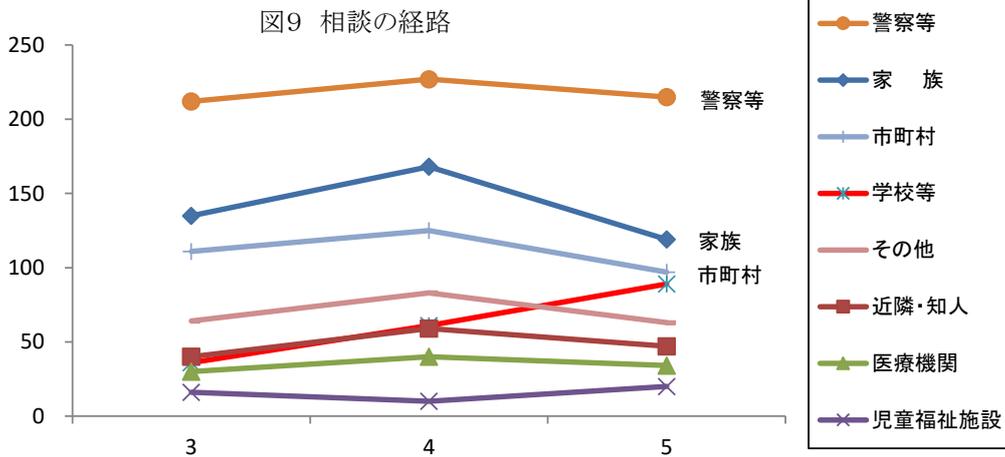
図8 虐待相談対応件数



イ 虐待相談の経路

警察等からの相談が最多となる年度が続いており、令和5年度は215件で、全体の29.8%を占めている。

経路	年度	3	4	5
虐待者本人		84	105	83
	その他	51	63	36
家族		135	168	119
	親族	16	13	18
子ども本人		9	10	16
	近隣・知人	40	59	47
児童委員				
保健所				
医療機関		30	40	34
保育所		9	5	10
その他		7	5	10
児童福祉施設		16	10	20
学校等		36	61	89
警察等		212	227	215
市町村		111	125	97
福祉事務所				3
その他		64	83	63
計		669	796	721

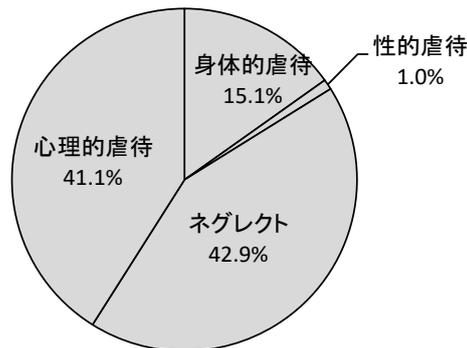


ウ 被虐待児の虐待種別

虐待種別は、ネグレクトが42.9%を占め、次に心理的虐待が41.1%となっている。(単位：件)

年度	種別	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
5年度		109	7	309	296	721
	割合%	15.1	1.0	42.9	41.1	100.0
4年度		114	6	383	293	796
	割合%	14.3	0.8	48.1	36.8	100.0
対前年比%		95.6	116.7	80.7	101.0	90.6

図10 令和5年度被虐待児の虐待種別



エ 主な虐待者

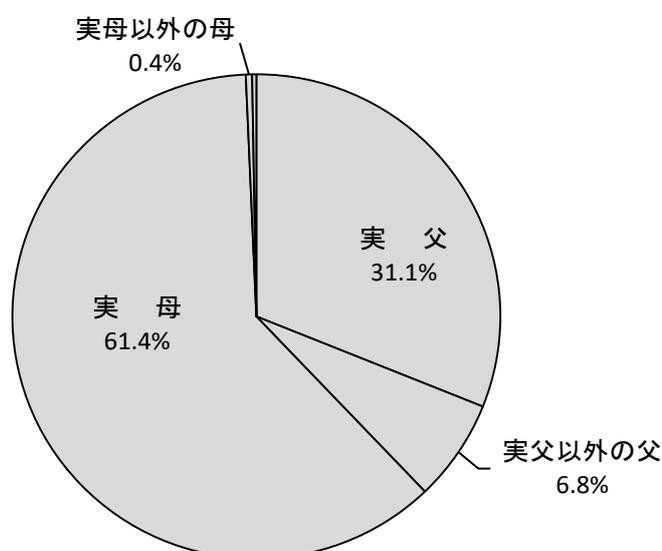
主な虐待者は、実母が最も多く61.4%、続いて実父31.1%となっている。継父・養父による虐待については、漸増傾向が見られる。

(単位：件)

年度		父		母		その他	計
		実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母		
3	件 数	205	39	408	8	9	669
	比 率 %	30.6	5.8	61.0	1.2	1.3	100.0
4	件 数	228	46	512	8	2	796
	比 率 %	28.6	5.8	64.3	1.0	0.3	100.0
5	件 数	224	49	443	3	2	721
	比 率 %	31.1	6.8	61.4	0.4	0.3	100.0

注 虐待者のその他は父母以外の家族である。

図11 令和5年度 主な虐待者



オ 援助の状況

虐待相談に対する援助は、継続的な面接指導が593件、82.2%で大半を占め、次いで、児童養護施設等の児童福祉施設への入所が50件、6.9%となっている。

援助種別	3	4	5
面接指導	556	680	593
児童福祉司指導	27	21	42
児童委員指導			
児童家庭支援センター指導			
児童福祉施設等入所	53	47	50
里親委託	19	23	13
その他	14	25	23
計	669	796	721